

町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少等により、学費や生活費の確保が困難となっている高校生、大学生等を扶養する方に対して、学生生活応援給付金を支給します。給付金額は高校生・一人当たり5万円、大学生・一人当たり10万円で、1人1回限りの給付です。

該当の学生を扶養し、給付を希望される方は、11月30日（月）までに、必要書類を教育委員会事務局に提出してください。

申請書は、教育委員会事務局の他、住民課、加茂川総合事務所、各支所、出張所、かもがわ総合福祉センターにも準備しています。

詳しくは、広報きびちゅうおう10月号、または、町公式ホームページをご覧ください。か、教育委員会事務局、電話0866-56-9191番までお問い合わせください。

注1：1回の放送は400字以内です。注2：同一内容の放送回数は、原則として4回までです。

注3：書式（フォントサイズ・間隔・行間等）を変更しないでください。